

港区地域防災計画震災編（令和6（2024）年3月修正） 主な修正内容

第2部関連

第3部関連

施設構造物等の安全化／ライフライン施設の応急・復旧対策

個別計画・対策等

対応箇所：第2部 第2章

都 区 柱01 柱02 ハード対策

警戒避難時における避難方法等の周知

- ハザードマップの整備等の情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難方法について周知徹底

ライフライン施設の安全化

- 円滑な電源車の派遣要請のための災害対策上重要な施設に関する情報のリスト化と、所管消防署への危険物取扱に関する事前申請の実施
- 被災時における円滑な交通の確保に向け、港区無電柱化計画に基づき、優先整備路線をはじめ面的な無電柱化を推進
- 避難所機能等を担う箇所での太陽光発電設備等の設置を推進。自動車関係事業者との災害時協定による給電業務等を支援する車両の配備
- 石油関係団体と連携した石油燃料の安定供給に関する取組みの実施、連携体制の強化

港区地域防災計画震災編（令和6（2024）年3月修正） 主な修正内容

第2部関連

第3部関連

施設構造物等の安全化／ライフライン施設の応急・復旧対策

個別計画・対策等

対応箇所：第2部 第2章、第3部 第19章

都 区 柱01 柱02 ハード対策

ライフライン施設の安全化

- <下水道施設の震災対策（都下水道局）>
- 太陽光発電設備の導入拡大や老朽化NaS電池の再構築の推進、デュアルフェーエル発電設備を導入など、電源と燃料の多様化の推進
 - 水再生センター・ポンプ所等に災害復旧用資機材を備蓄、災害時の応急復旧に関する協定を締結民間団体に対する資機材の提供協力
 - 水処理施設の流入きよ、導水きよ、汚泥処理関連施設の耐震化の推進
 - し尿の受け入れ態勢の整備

- <重要通信の確保（東日本電信電話株式会社）>
- 通信設備及び通信回線の耐震化
 - 基幹の通信回線の冗長化
 - 電気通信設備等の非常用電源の長時間化
 - 避難者や帰宅困難者が多く発生する可能性のある地域での通信確保等、柔軟で迅速なサービス復旧を行うための移動電源車等を配備

- <海岸の保全（都港湾局）>
- 海岸保全施設の耐震・耐水対策等の整備の推進
- <港湾施設の整備>
- 岸壁、棧橋等の耐震強化を図るとともに、心頭と緊急輸送道路を結ぶ道路の整備
 - 東京港の防災対応力強化のためのDXの活用

下水道施設

- <都下水道局>
- 区の要請に応じて相互支援の調整を実施。被害状況に応じ、都下水道局による支援を行う

通信施設

- <NTTグループ各社>
- 自治体リエゾン派遣による通信障害・復旧状況等の情報共有、自治体活動状況の情報収集を実施

港区地域防災計画震災編（令和6（2024）年3月修正） 主な修正内容

第2部関連

第3部関連

地震火災等の防止

個別計画・対策等 対応箇所：第2部 第3章

初期消火体制の強化	火災の拡大防止	危険物・有毒物質等の安全化
<ul style="list-style-type: none">● 事業所相互間の協力的体制及び事業所と防災市民組織等との連携強化等による地域との協力的体制づくりの推進	<p><消防水利の整備（消防署）></p> <ul style="list-style-type: none">● 耐震性を有する防火水槽及び巨大水利としての深井戸の整備、経年防火水槽の耐震力の強化 <p><消防団体制の強化（消防署）></p> <ul style="list-style-type: none">● 大規模災害団員などの制度の活用、消防団員の活動環境の整備、消防団の相互連携体制の構築等の推進● 各種資器材やマニュアル等を活用した地域特性に応じた教育訓練の実施	<ul style="list-style-type: none">● 東京都との協力による石綿飛散防止対策に係る災害訓練の年1回実施

消防・危険物等対策

個別計画・対策等 対応箇所：第3部 第6章

都 柱01 柱02

危険物等の応急対策

- 石綿含有建築物等の応急措置について、住民、作業員、ボランティア等に対し、石綿ばく露防止について注意喚起を実施
- 東京都の協定締結団体と連携して、倒壊建築物等の石綿露出状況調査及び環境モニタリングを実施
- 建築物所有者等が実施する応急措置の支援を行い、必要に応じて応急措置を実施

港区地域防災計画震災編（令和6（2024）年3月修正） 主な修正内容

帰宅困難者対策

課題と方向性

対応箇所：第2部 第4章

防災DX

多様性

柱01

区

都

第2部関連

第3部関連

区被害想定に基づく課題・方向性

各地区の課題

各地区の抱える主な課題は以下のとおり。

- 芝地区：一時滞在施設における帰宅困難者の受入れ困難可能性、群集雪崩のリスク、駅前滞留者の発生
- 麻布地区：一時滞在施設における帰宅困難者の受入れ困難可能性、群集雪崩のリスク、駅前滞留者の発生
- 赤坂地区：一時滞在施設における帰宅困難者の受入れ困難可能性、群集雪崩のリスク、駅前滞留者の発生
- 高輪地区：一時滞在施設における帰宅困難者の受入れ困難可能性、群集雪崩のリスク、駅前滞留者の発生
- 芝浦港南地区（芝浦港南）：一時滞在施設における帰宅困難者の受入れ困難可能性、群集雪崩のリスク、駅前滞留者の発生
- 芝浦港南地区（台場）：一時滞在施設における帰宅困難者の受入れ困難可能性、群集雪崩のリスク、駅前滞留者の発生

全地区共通の方向性

- 保育園・学校等における発災時の児童等の引き渡しについて、状況が落ち着くまで児童等を留め置いておける体制づくりや、保護者に対する情報提供の方針整理・共有の実施
- 確保の一時滞在施設における、発災を想定した対応訓練の支援等を実施
- 既設の駅周辺滞留者対策推進協議会による駅周辺の混乱防止の取組について、情報提供等が適切になされるようにアドバイス等を実施
- 帰宅困難者対策に係る、近隣の区との連携体制を構築

※他、各地区別に方向性を整理

港区地域防災計画震災編（令和6（2024）年3月修正） 主な修正内容

帰宅困難者対策

第2部関連

第3部関連

区被書想定に基づく課題・方向性

個別計画・対策等

対応箇所：第2部 第4章

都 区 柱01

多様性

防災DX

駅周辺滞留者対策推進協議会の設置及び支援

一時滞在施設の確保及び運営の支援

- 図上訓練や情報連絡訓練などでの検証による地域の行動ルールへの反映
- 電話の輻輳や停電等の影響を受けない衛星携帯電話、無線機など、参加団体間の情報共有のための連絡体制の整備
- 大型ビジョンやエリアメール、SNS、スマートフォンやアプリなどの積極的活用
- 災害時における避難経路等の安全点検等の平時からの実施
- 多くの帰宅困難者が発生すると想定される地域での重点的施策の実施

- 区内の事業者及び各駅に対して、一時滞在施設が掲載されている区ホームページへ二次元コードでリンクしたポスターを掲示依頼
- 協議会本部設営までの手順をVR映像に落とし込み、スマートフォンで誰が参集しても本部を設営できる仕組みを構築
- 一時滞在施設の事業者に対し、帰宅困難者向けの備蓄品購入費補助事業を開始。都の補助事業と組み合わせることで事業者の備蓄品購入費の負担の軽減を促進

- <東京都>
 - 大規模な新規の民間建築物への従業員用の防災備蓄倉庫等の整備促進
- <事業者>
 - 東京都からの防災情報等を活用するために、事業所防災リーダーへの登録

港区地域防災計画震災編（令和6（2024）年3月修正） 主な修正内容

第2部関連

第3部関連

帰宅困難者対策

個別計画・対策等

対応箇所：第2部 第4章

都 区 柱01

多様性

防災DX

帰宅困難者への情報通信体制の整備

- <東京都>
- 発災時に滞留者や帰宅困難者が必要な情報が入手でき、円滑に安否確認や一時滞在施設の案内・誘導等が行える体制構築
 - 都立一時滞在施設に対する帰宅困難者用が安否確認等に使用可能なWi-Fiアクセスポイント及び災害時用公衆電話の整備
 - 民間一時滞在施設への帰宅困難者向けのスマートフォン充電用の機器への補助
 - 一時滞在施設における電力・通信体制の強化の取組の推進
 - 電源途絶時でも帰宅困難者が一時滞在施設を判別・認識できる専用の案内表示

徒歩帰宅支援のための体制整備

- 公共交通機関が復旧した場合等の適切な帰宅方法・ルールの事前策定の区民・事業者への周知
- <東京都>
- 公共交通機関が復旧した場合等の適切な帰宅方法・ルールの事前策定の都民・事業者への周知
 - 帰宅困難者対策オペレーションシステムや事業所防災リーダーシステムの整備
- <事業者>
- 「帰宅時間が集中しないための対応」「帰宅状況の把握」等、事前の帰宅のためのルールの設定

その他

- <東京都>
- 発災時の来街者保護のために屋内空間や公開空地等を柔軟に活用するエリアマネジメント団体等の活動を支援

港区地域防災計画震災編（令和6（2024）年3月修正） 主な修正内容

帰宅困難者対策

第2部関連

第3部関連

個別計画・対策等

対応箇所：第3部 第21章

防災DX

多様性

柱03

柱01

都

駅周辺での混乱防止

<通信事業者>

- 通信事業者は、区等の行政機関と連携し、住民、事業者及び帰宅困難者に災害情報、一時滞在施設等の情報提供

集客施設及び駅等における利用者保護

- あらかじめ報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者が必要な情報を得られる仕組みを構築
- 駅周辺滞留者対策協議会等に対しても災害対応に必要な情報を適宜共有できるように、東京都が構築するシステムを活用

<東京都>

- あらかじめ報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者が必要な情報を得られる仕組みを構築
- 帰宅困難者等へ情報発信をするほか、駅前滞留者対策協議会等に対しても災害対応に必要な情報を適宜共有できるようにシステムを構築

<集客施設及び駅等の事業者>

- 利用者及び自らが管理する施設や周囲の安全を確認し、要配慮者への対応にも配慮のうえ利用者を施設内の安全な場所での保護
- 事業者が保護した利用者は、区や関係機関との連携の下、事業者や駅周辺滞留者協議会等が一時滞在施設へ案内又は誘導。当該施設や周辺が安全でないために、施設内保護ができない場合は、区や関係機関の連携の下、事業者が一時滞在施設等へ利用者を案内又は誘導を実施
- 災害関連情報や公共交通機関の運行情報等の必要な情報を施設内で待機している利用者に情報提供を実施

帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応

<情報収集と判断>

- 発災直後から、都内の滞留者に対し報道機関やSNS等を活用するなどしてなるべく迅速に安全確保のための行動を呼びかけ
- 公共交通機関の運行状況は、国や都、交通事業者と連携して情報を共有し、区内滞留者へ適切に発信

- 滞留者の一斉帰宅の抑制や一時滞在施設の開設の要否等を判断するため、東京都において開発中の帰宅困難者対策オペレーションシステムの活用可能な機能を活用して、混雑状況や被害状況、交通機関の運行状況、一時滞在施設の安全確認等の準備状況等について情報収集し、適宜DIS等で共有

<一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入>

- 一時滞在施設の開設が必要と判断した場合、協定を締結した民間一時滞在施設等や区立の一時滞在施設など、所管の施設に対し開設要請を実施
- 施設の開設要請後、施設管理者もしくは区が、都のDISもしくは帰宅困難者対策オペレーションシステムにおいて施設の開設・運営状況を適宜報告

港区地域防災計画震災編（令和6（2024）年3月修正） 主な修正内容

帰宅困難者対策

第3部関連

第2部関連

個別計画・対策等

対応箇所：第3部 第21章

都

柱01

柱03

多様性

防災DX

帰宅困難者・一時滞在施設等への情報提供

- 帰宅困難者や一時滞在施設、事業所等に対し、ホームページ・SNS・デジタルサイネージなど様々な広報手段を通じて、広く災害に関する情報や一斉帰宅抑制など防災行動に関する情報を周知

帰宅ルール等による安全な帰宅の推進

- 帰宅困難者オペレーションシステム等を通じて入手した交通機関の運行情報や区内の混雑状況等を、速やかに港区公式ホームページやX、フェイスブック等を活用して発信し、分散して帰宅することなどを周知

港区地域防災計画震災編（令和6（2024）年3月修正）主な修正内容

第2部関連

第3部関連

区民等の防災行動力の向上

個別計画・対策等

対応箇所：第2部 第5章



防災知識普及計画

防災住民組織の育成

- 各種広報資料等の普及による、平時からの備えと被災後の円滑な行動の促進
- 発災時の混乱防止に向け、ホームページやSNS、その他媒体等で、予め区民に普及啓発し意識の醸成
- <消防署>
- デジタルコンテンツを活用したりリモート防災学習教材の整備・充実

- <NTT東日本>
- 事前設置型災害用公衆電話の運用訓練を支援
- 公衆電話の利用方法に関する啓蒙活動の実施
- <東京ガス>
- HPへの“復旧マイマップ”等の掲載、東京ガスの地震対策の紹介

- 地域の様々な課題解決に向けた支援を通じた防災にも寄与する町会・自治会の活動の活性化

区民等の自主救護能力の向上

ボランティアの受入れ、連携

- 災害時における自助・共助の重要性や一人ひとりの備えを周知するための普及事業を防災機関と連携して開催
- 都や事業所と連携し、地域や職場などで防災活動の核となる女性の防災人材の育成

- 港区災害ボランティアセンターの活動拠点を旧三田図書館に設置。被害状況によっては他の区有施設の一部を確保

港区地域防災計画震災編（令和6(2024)年3月修正） 主な修正内容

要配慮者の安全確保

課題と方向性

対応箇所：第2部 第6章

要配慮者の安全確保

第2部関連

第3部関連

柱01 区

多様性

防災DX

人口構造

区被害想定に基づく課題・方向性

全地区共通の課題

- 高齢者をはじめとする要配慮者の場合、体力の低下等に伴って、家具等の転倒を回避できない、寝たきり等により避難できず火災等に巻き込まれやすい、避難場所や避難所に避難できないなど、被害に遭遇するリスクが上昇
- 災害関連死についても、東日本大震災では震災関連死者3,789人のうち3,355人(88.5%)が66歳以上の高齢者である。高齢者において、災害によるストレスや避難生活に伴う疲労等が災害関連死につながるリスクは非常に高い

※各地区別に課題を整理

全地区共通の方向性

- 要配慮者（特に、家族等が避難生活のサポートを行うことが困難なひとり暮らし高齢者等）の避難や災害関連死防止のための、戸別の避難支援・物資配布・生活相談等も含めた支援を行う（災害ケースマネジメントの取組）
- 昼間に港区外からの来訪者も多数いることや、外国人の居住者が多い麻布地区をはじめ、区内に多数の外国人が居住していることを意識して、発災時に取るべき対応に関する周知やその対応訓練を行います。特に、家族が集う商業施設が多いお台場エリアにおいては、子ども連れの来訪者を意識した対策が他地区にも増して必要です。

※他、各地区別に方向性を整理

個別計画・対策等

対応箇所：第2部 第6章

柱01

多様性

防災DX

人口構造

福祉避難所の運営

- 高齢者、障害者別に福祉避難所を分類し、個別避難計画等を作成したうえで、それぞれの特性に合わせた機能及び物資等を整備
- 福祉避難所のうち、指定避難所に該当する箇所については、受入対象者が特定されていることについて、日頃から区民等への周知を徹底

外国人支援対策

- 防災知識の普及を図るため、英語版の港区防災地図や英語、中国語、ハンガール版の防災パンフレットの作成・配布
- 外国人が共助の担い手になり得ることも留意したやさしい日本語によるパンフレットの作成
- 東京都が作成する防災に関する動画を活用し、外国人が多く集まる場所等で、情報提供を実施。在住外国人向けメディアや外国人支援団体に対しても、連絡会等の場を活用した平常時からの情報提供